

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南木曽町	三留野地区(川向)	令和3年2月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.54ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・70歳以上の者の農地について、後継者は確保されていない。
- ・地区全体で高齢者が多く、新たな担い手の確保は困難。
- ・耕作条件の悪いほ場がある。また、獣害被害が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・新規に中心経営体を確保することは困難であるため、現行の経営体に集約できるよう検討を進めていく。
- ・集落内の後継者を育成し、集約を進める他、JAファームへの受託を協議していく。
- ・集約が困難な箇所等は、農業員会や町、JA等へ相談する。
- ・共同で遊休農地の解消・維持をしていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年2月現在)		今後の農地の引受けの意向 (将来計画)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
A	水稻	0.34 ha	水稻	ha		
	その他野菜	ha	その他野菜	ha		
B	水稻	0.65 ha		ha		
	その他野菜	ha		ha		
C	水稻	0.47 ha		ha		
	その他野菜	ha		ha		
D	水稻	0.65 ha		ha		
	その他野菜	ha		ha		
E	水稻	0.69 ha		ha		
	その他野菜	ha		ha		
計	5人	2.80 ha		0.00 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・集落内の後継者を育成していく。
- ・中山間直接支払交付金等の活用を継続し、集落での共同活動により農地を維持していく。
- ・耕作条件改善事業の導入を検討していく。
- ・獣友会と連携し獣害対策を行う。
- ・多面的機能支払交付金を有効利用していく。
- ・共同で景観植物の作付を行い、遊休農地の解消・維持管理を行う。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南木曽町	三留野地区(上の原)	令和3年2月	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	23.21ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- ・高齢化が進んでいるが、ある程度は後継者が確保されている。
- ・新たな担い手の育成が必要。
- ・耕作条件の悪いほ場がある。また、獣害被害が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・新規に中心経営体を確保することは困難であるため、現行の経営体に集約できるよう検討を進めていく。
- ・集落内の後継者を育成し、集約を進める他、JAファームへの受託を協議していく。
- ・集落内にある法人との連携を協議していく。
- ・集約が困難な箇所等は、農業員会や町、JA等へ相談する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年2月現在)		今後の農地の引受けの意向 (将来計画)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
A	水稻	0.91 ha			ha	
B	水稻	1.90 ha			ha	
	その他野菜	0.05 ha			ha	
C	水稻	0.30 ha			ha	
D	水稻	0.58 ha			ha	
E	水稻	0.24 ha			ha	
F	水稻	0.57 ha			ha	
	その他野菜	0.15 ha			ha	
G	水稻	0.86 ha			ha	
H	水稻	0.27 ha			ha	
	その他野菜	0.01 ha			ha	
I	水稻	0.69 ha			ha	
J	水稻	0.71 ha			ha	
K	水稻	0.86 ha			ha	
L	水稻	0.69 ha			ha	
M	水稻	0.49 ha			ha	
	その他野菜	0.14 ha			ha	
N	水稻	0.86 ha			ha	
O	水稻	0.67 ha			ha	
	その他野菜	0.09 ha			ha	
P	水稻	0.92 ha			ha	
	その他野菜	0.03 ha			ha	
Q	水稻	0.14 ha			ha	
	その他野菜	0.07 ha			ha	
R	水稻	0.32 ha			ha	
	その他野菜	0.03 ha			ha	
S	水稻	0.78 ha			ha	
計	19 人	13.33 ha		0.00 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・集落内の後継者を育成していく。
- ・中山間直接支払交付金等の活用を継続し、集落での共同活動により農地を維持していく。
- ・耕作条件改善事業の導入を検討していく。
- ・獣友会と連携し獣害対策を行う。
- ・集落内の法人と連携し、体験農業等を検討していく。
- ・多面的機能支払交付金を有効利用していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1		1,021		
2		1,370		
3		1,710		
4		1,730		
5		2,302		
6		634		
7		553		
	計	9,320		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南木曽町	三留野地区(神戸)	令和3年2月	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	6.03ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- ・ある程度後継者が確保されているが、高齢化が進んでいる。
- ・今後、休耕する予定の農地があるため、新たな担い手の育成が必要。
- ・一部で獣害被害ある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・新規に中心経営体を確保することは困難であるため、現行の経営体に集約できるよう検討を進めていく。
- ・集落内の後継者を育成し、集約を進める他、JAファームへの受託を協議していく。
- ・集約が困難な箇所等は、農業員会や町、JA等へ相談する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年2月現在)		今後の農地の引受けの意向 (将来計画)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
A	水稻	0.33 ha		ha		
B	水稻	0.20 ha		ha		
C	水稻	0.41 ha		ha		
D	水稻	0.18 ha		ha		
E	水稻	0.07 ha		ha		
F	水稻	0.21 ha		ha		
G	水稻	0.37 ha		ha		
H	水稻	0.09 ha		ha		
I	水稻	0.45 ha		ha		
J	水稻	0.19 ha		ha		
K	水稻	0.13 ha		ha		
L	水稻	0.25 ha		ha		
M	水稻	0.25 ha		ha		
計	13人	3.13 ha		0.00 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・集落内の後継者を育成していく。
- ・中山間直接支払交付金等の活用を継続し、集落での共同活動により農地を維持していく。
- ・獵友会と連携し獣害対策を行う。
- ・多面的機能支払交付金を有効利用していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1	565		
2	860		
3	264		
4	738		
5	876		
6	1,174		
7	1,200		
8	1,323		
計	7,000		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。